

IPoEアドバンス利用規約【現改比較表】 2024年3月27日現在

～2024年3月26日

2024年3月27日～

第1章 総則 第1条～第4条 (略) 第5条 定義 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。		第1章 総則 第1条～第4条 (略) 第5条 定義 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1～2 (略)	(略)	1～2 (略)	(略)
3 第2種オープンコンピュータ通信網サービス	I P通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス	3 第2種オープンコンピュータ通信網サービス	I P通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース1 (プラン25若しくはプラン26に係るものを除きます。)) 又はコース2のプラン2に係るものに限ります。)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 OCN 光	I P通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。))に係るものに限ります。)	削除	削除
6 IPoE	IPoEとはIP over Ethernetの略。I P通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限ります。))の通信プロトコルのうちIPv6（IPoE）タイプ及びIPv4 over IPv6（IPoE）タイプに該当するもの	5 IPoE	(略)

～2024年3月26日		2024年3月27日～	
7 OCN v6アルファ	I P通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定するIPv4 over IPv6（IPoE）接続に限ります。）	削除	削除
8 OCN 光端末設備	当社がOCN 光契約者に対してレンタル提供する当社が別に定める ホームゲートウェイ又は無線LANルータ (注) 本欄に規定する当社が別に定めるホームゲートウェイ又は無線LANルータは、当社のホームページ (https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ipoeadvanced.html) にて公表するものとします。	削除	削除
9 市販ルータ	当社が別に定める市販のルータ (注) 本欄に規定する当社が別に定める市販のルータは、当社のホームページ (https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ipoeadvanced.html) にて公表するものとします。	削除	削除
<p>第2章 本サービスについて</p> <p>第6条 本サービスの内容</p> <p>本サービスは、本サービス専用設計した帯域を提供すること及び帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、あらかじめ当社が当該通信に他の通信と別の帯域を割り当てる等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和することでIPoE接続を円滑に利用することができるOCN 光のオプションサービスです。</p>		<p>第2章 本サービスについて</p> <p>第6条 本サービスの内容</p> <p>本サービスは、本サービス専用設計した帯域を提供すること及び帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、あらかじめ当社が当該通信に他の通信と別の帯域を割り当てる等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和することでIPoE接続を円滑に利用することができる第2種オープンコンピュータ通信網サービスのオプションサービスです。</p>	

～2024年3月26日	2024年3月27日～
<p>第7条 (略)</p> <p>第8条 本サービスの提供条件</p> <p><u>当社は、本サービスを個人名義に限り提供します。</u></p> <p><u>2 当社は、契約者に対しIPoEでの接続に限り本サービスを提供します。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスとOCN v6アルファとの重畳利用を承諾しません。</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 本サービスの利用条件</p> <p><u>本サービスは、OCN 光端末設備又は市販ルータにて利用するものとします。</u></p> <p>第11条 契約者による機器等の手配</p> <p><u>第10条（本サービスの利用条件）に規定する市販ルータを選択する場合において、申込者又は契約者は市販ルータを自らの費用負担にて手配するものとし、当社による市販ルータの手配は行わないものとします。</u></p> <p><u>2 契約者は、前項の定めに基づき購入した市販ルータの亡失、き損又は故障等に起因して本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要するものとし、当社に責任を負担させないものとします。</u></p> <p><u>3 当社は、申込者又は契約者が手配した市販ルータに関する各種費用については、申込者又は契約者、当社及びその他を起因とした場合に係らず、負担しないものとします。</u></p> <p>第3章 契約</p> <p>第12条 契約の単位</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>第8条 本サービスの提供条件</p> <p><u>本サービスの提供条件は、以下のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 第2種オープンコンピュータ通信網サービスであって、IPoE 接続が可能な環境であること</u></p> <p><u>と</u></p> <p><u>(2) 個人名義であること</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第3章 契約</p> <p>第12条 契約の単位</p>

～2024年3月26日	2024年3月27日～
<p>当社は、1のOCN 光契約に対して1の本サービスを提供します。</p> <p>第13条 申込みと承諾</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 本サービスを利用するOCN 光にOCN v6アルファ契約があるとき</p> <p>(11) 本サービスを利用するOCN 光にIPv6接続にてご利用できないサービスの契約があるとき</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 契約上の地位の譲渡等</p> <p>契約者は、本契約上の地位を譲渡もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係るOCN 光の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合は、本契約に基づき権利の譲渡があった場合は、譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款（OCN）に準ずるものとします。</p> <p>第16条 契約者が行う本契約の解除</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約者はOCN光契約の解除も同時に希望する場合、別途、IP通信網サービス契約約款（OCN）の定めに従った通知を行うものとします。</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>当社は、1の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに対して1の本サービスを提供します。</p> <p>第13条 申込みと承諾</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 契約上の地位の譲渡等</p> <p>契約者は、本契約上の地位を譲渡もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合は、本契約に基づき権利の譲渡があった場合は、譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款（OCN）に準ずるものとします。</p> <p>第16条 契約者が行う本契約の解除</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約者は第2種オープンコンピュータ通信網サービス契約の解除も同時に希望する場合、別途、IP通信網サービス契約約款（OCN）の定めに従った通知を行うものとします。</p> <p>第17条 (略)</p>

～2024年3月26日	2024年3月27日～
<p>第18条 当社が行う本契約の解除</p> <p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解除することがあります。この場合において、第24条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 当社が本サービスを利用するOCN 光契約を解除したとき</p> <p>第4章 利用中止等</p> <p>第19条 利用中止</p> <p>当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(6) 当社が本サービスを利用するOCN 光を利用中止したとき</p> <p>第20条 利用停止</p> <p>当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当社が本サービスを利用するOCN 光を利用停止したとき</p> <p>第21条 料金 (略)</p> <p>第22条 料金の支払義務</p>	<p>第 18 条 当社が行う本契約の解除</p> <p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解除することがあります。この場合において、第 24 条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 当社が本サービスを利用する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約を解除したとき</p> <p>第 4 章 利用中止等</p> <p>第19条 利用中止</p> <p>当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(6) 当社が本サービスを利用する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用中止したとき</p> <p>第 20 条 利用停止</p> <p>当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当社が本サービスを利用する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用停止したとき</p> <p>第 21 条 料金 (略)</p> <p>第 22 条 料金の支払義務</p>

～2024年3月26日	2024年3月27日～
<p>1～4 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p><u>5 契約者が購入した市販ルータの亡失、き損又は故障等に起因して本サービスを利用できない状態であっても、料金の支払いを要します。</u></p> <p>料金表 (略)</p> <p><u>附則 (令和6年3月19日 OCN-010620号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和6年3月27日から実施します。</u></p>